

荒廃農地再生・利用 事例集



令和2年3月
関東農政局

目 次

I 再生・利用事例

1 地元農業者による取組

- 1) 認定新規就農者及び認定農業者（茨城県かすみがうら市）…………… 1
- 2) 認定農業者（茨城県結城市）…………… 2
- 3) 株式会社秩父ファーマーズファクトリー（埼玉県秩父市）…………… 3
- 4) (有)モンテローザファーム（埼玉県宮代町）…………… 4
- 5) 認定農業者（千葉県いすみ市）…………… 5
- 6) 農地所有適格法人 株式会社 房総オリーブ（千葉県睦沢町）…………… 6
- 7) 認定農業者（山梨県山梨市）…………… 7
- 8) 特定非営利活動法人 仁科の里造り（長野県大町市）…………… 8
- 9) 企業組合松崎桑葉ファーム（静岡県松崎町）…………… 9

2 地域での取組

- 1) 上羽田地区農地利用調整協議会（栃木県佐野市）…………… 10
- 2) 桐生市農業再生協議会（群馬県桐生市）…………… 11
- 3) 渋川市農業再生協議会（群馬県渋川市）…………… 12
- 4) 中之条町農業再生協議会（群馬県中之条町）…………… 13

II 参考資料…………… 14

～新規就農者の荒廃農地再生で、れんこん栽培～

茨城県かすみがうら市

平地農業地域

取組主体: 認定新規就農者及び認定農業者

取組開始時期: 平成30年12月

解消面積: 1. 67ha(令和元年9月時点)

導入作物: れんこん エゴマ

1. 取組のきっかけ・経緯

当市では、霞ヶ浦という恵まれた水源により、湖岸沿いの農地では米やれんこんが盛んに栽培されてきたが、農業者の高齢化、後継者不足により荒廃農地が増加している。

れんこんは、その収益性の高さから新規就農希望者が多く、新たな農地の確保に努めているが、すぐに耕作できる農地の確保は難しい状況にあるため、取組主体の認定新規就農者2名が荒廃農地の再生利用に着目した。

また、れんこんだけでなく、荒廃農地を活用し、経営面積を拡大したいという認定農業者1名も新たに加わり再生事業に取り組んだ。



2. 取組内容

取組主体は、農地を集積するため自らも農地所有者と調整を行い、市と農地利用最適化推進委員からの出し手と借り手のマッチング及び活用できる補助事業の紹介により、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」、市単独事業の「かすみがうら市耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を活用し、4地区1. 67haの荒廃農地の伐採、抜根、草刈り、整地等に取り組み、農地の確保による経営面積拡大を図ることができた。

3. 今後の課題・予定など

再生農地の近隣が山林に囲まれているため、時間帯により日当たりが悪く、作物の育成が心配される。また、今後再生、活用を見込んでいる農地は、荒廃して10年程度の農地が多く、セイタカアワダチソウが密生しているが、これまでの再生のノウハウを活かして荒廃農地の利用促進を進めていきたい。

4. 活用した補助事業

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容: H30年度、1. 67ha 再生作業(伐採、除草等)、土壌改良(施肥投入))

(市)かすみがうら市耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容: H30年度、1. 67ha 再生作業(伐採、除草等)、土壌改良(施肥投入))



再生前



再生後

～競売された荒廃農地再生で作業効率向上～

茨城県結城市

平地農業地域

取組主体: 認定農業者

取組開始時期: 平成29年8月

解消面積: 0.32ha(令和元年8月時点)

導入作物: 白菜

1. 取組のきっかけ・経緯

取組主体は、白菜(約16ha)・トウモロコシ(約8ha)を中心に農業経営を行っている50代の地域の担い手で、市外の農地でも貸借を行い規模拡大を図ってきたが、作業効率等を考え市内の農地を探していたところ、荒廃農地である競売物件を見つけたことから、購入し再生作業に取り組むこととした。



2. 取組内容

荒廃農地は農振農用地区域内にあり、大きな樹木が生えている農地であったため、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」を活用し、再生作業及び土壌改良を行った。

再生作業においては、伐採伐根が必要であったため重機を用いて再生を行った。作業に要した時間は124時間(時間×人数)。また、再生後1年目に試験的に作付けをしたが、想定以上に生育が悪かったことから、再度交付金を活用し、2年目には土壌改良及び営農定着を行った。交付金を活用したことで、取組主体は少ない負担で農地を再生し、無事に作物を出荷することができた。

現在は、農地中間管理機構も活用しながら農地の集積・集約化を図っている。

3. 今後の課題・予定など

高齢化による離農と後継者不足によって将来的に荒廃農地は増加していくと予想されるが、現在、市内の荒廃農地は排水や日照、接道等の条件が悪い農地が大半であり、解消作業のみでは営農まで行うことができない場合が多い。

今後の課題としては、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化や、荒廃農地の解消と水利施設等の一体的な改善が必要である。

4. 活用した補助事業

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容: H29～H30年度、0.32ha、重機利用再生作業・土壌改良・営農定着)



再生前



再生後

～ワイン醸造企業が荒廃農地の再生で規模拡大～

埼玉県秩父市

中間農業地域

取組主体: 株式会社秩父ファーマーズファクトリー

取組開始時期: 平成30年4月

解消面積: 0.2ha(平成31年4月時点)

導入作物: 加工用ぶどう

1. 取組のきっかけ・経緯



代表取締役の深田和彦氏は、20年ほど前から秩父市吉田地域のぶどうを使ったワインづくりを委託製造しており、国産ワインコンクールにおいて上位の成績を収めていた。

平成25年に株式会社秩父ファーマーズファクトリーを設立し、秩父市吉田の兎田地区に自社農園約2haを借り入れ、ぶどう栽培を開始。

平成27年には総務省地域経済循環創造事業交付金を活用して、自社農園の隣接地にワイナリーを建設。ワイナリーの生産能力は年間37,000本で、ぶどう栽培面積に換算すると3.7ha。

原料については、自社農場に加え、契約農家からの仕入れで賄っているものの、まだまだ不足している状況。近年は、不足分を生食用のぶどうで対応している。

2. 取組内容

平成30年度に県単独事業の「未利用農地の利活用促進事業」を導入し、長年耕作放棄された農地や放任樹園地(0.2ha)を、ショベルカーによる抜根・整地、トラクターによる除草・耕うん作業により再生、ぶどうの支柱と獣害の防止柵を設置することにより、荒廃農地を活用して自社農場を拡大した。

3. 今後の課題・予定など

農地中間管理事業による農地集積を進め、安定的な原料生産を確立するとともに、地域農業の担い手として地元農業者との連携を図っていく。

4. 活用した補助事業

(県)未利用農地の利活用促進事業(補助内容: H30年度、ぶどう支柱、獣害防止柵購入)



再生前



再生後

～企業の荒廃農地活用による企業参入～

埼玉県宮代町

都市農業地域

取組主体: (有)モンテローザファーム

取組開始時期: 平成29年11月

解消面積: 3.6ha(令和2年3月時点)

導入作物: 水菜、レタスなど

1. 取組のきっかけ・経緯

居酒屋チェーンを全国展開している(株)モンテローザグループは、自社店舗で提供する料理に使う野菜等を生産するため、平成15年に(有)モンテローザファーム(以下、「同社」という。)を設立し、農業分野への参入を始めた。

平成28年10月に埼玉県への農業参入を希望し、平成29年2月に宮代町へ参入することが決定した。



2. 取組内容

平成29年11月に、同社と町は「農業経営に関する協定」を締結。同社は荒廃農地の活用、地産地消などに取り組み、町は農地の斡旋などの支援を行うこととした。

農地を確保するにあたり、宮代町産業観光課、農業委員会が主体となって、町内の畑地所有者に対して貸付希望を募った結果、同年12月に東条原地区と須賀地区の約2.3haの農地を確保。「農地中間管理事業」を活用し、これらの農地を借り受けた。

借り受けた農地は、耕うん管理をしているものが大部分であったが、草木が繁茂している場所もあったことから、農業委員会、農地利用最適化推進委員等が連携して耕作可能な状態に整備した。

再生後は、モンテローザグループ店舗に供給する水菜、レタスなどを栽培している。

3. 今後の課題・予定など

顧客により多くの新鮮な農産物を提供できるように、今後も荒廃農地を活用して面積を拡大予定。

さらに、安全・安心な農産物を提供するため、有機JASの認定を受けて、有機野菜の提供を計画している。また、本年度中にJGAPの認証取得を行うこととしている。

4. 活用した補助事業等

○農地中間管理事業(転貸面積: H29年度2.3ha R1年度1.4ha)

(町)民間企業の農業経営参入等に関する補助金

(補助内容: H29年度、新規参入奨励事業 補助額: 200,000円)

(町)宮代町明日の農業担い手支援対策事業補助金

(補助内容: H29年度、園芸果樹生産担い手支援事業<農業用井戸灌漑設備整備> 補助額: 901,800円)



再生前



再生後

～農地の集積・集約と一体的に取り組む荒廃農地の再生～

千葉県いすみ市

中間農業地域

取組主体: 認定農業者

取組開始時期: 平成30年度

解消面積: 2.6ha(平成31年3月時点)

導入作物: 飼料用米

1. 取組のきっかけ・経緯

いすみ市若山地区では後継者・担い手減少によって荒廃農地が年々増加していき、荒廃農地がイノシシの棲み家となっていた。

農村環境保全及び、獣害の発生抑制の観点から見て、荒廃農地の解消が急務であり、また、地区の担い手が減少していることから、担い手の規模拡大や作業効率の向上のため、農地の集積・集約化を進める必要もあった。

そこで、若山地区の担い手と農業委員会が打合せを重ねた結果、農地中間管理事業による農地の集積・集約と国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した荒廃農地の解消に一体的に取り組むことで、課題の解決を図ることとなった。



2. 取組内容

集積・集約に向けて担い手、市、農業委員会の三者が地区の図面と現況を見比べながら打合せを行い、再生する候補地を選定した。その後、三者が連携しながら、「農地中間管理事業」と「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の説明を地権者に行い協力を要請した。

事業申請は、担い手、市、農業委員会が連携して行い、農家が耕作できなくなった荒廃農地2.6haを土木業者に委託して再生。団地化を推進できたことを契機に担い手が法人化し、農村環境保全、獣害の抑制、担い手の経営発展に資する取組とすることができた。

3. 今後の課題・予定など

今後も担い手の農業経営の規模を拡大する中で、荒廃農地があった場合は解消等に取り組んでいきたいと考える。また、地区内での話し合いを進め、用排水の整備やさらなる集約化を進め、作業効率・生産性の向上に努めたい。

4. 活用した補助事業

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 (補助内容: 平成30年度(再生作業)解消面積 2.6ha)



再生前



再生後

～ 株式会社による荒廃農地再生で新たな産地の創出 ～

千葉県睦沢町

平地農業地域

取組主体：農地所有適格法人
株式会社 房総オリーブ

取組開始時期：平成29年5月

解消面積：3ha（令和元年8月時点）

導入作物：オリーブ

1. 取組のきっかけ・経緯

睦沢町では、農業従事者の高齢化、担い手不足さらに不在地主の増加により、荒廃農地の増加が懸念されている。これらの現状を打開するため、取組主体による荒廃農地の再生と収穫物を活用した6次産業化を目指した取組を町の地域活性化の柱の一つとして、また、新たな農業振興施策として取り組むこととした。



2. 取組内容

睦沢町産業振興課と農業委員会が連携して、町内の休耕地・遊休農地・荒廃農地の中からオリーブの栽培条件に合った候補地の掘り起こし後、取組主体と現地に赴き農地のマッチングを行った結果、3haの荒廃農地等を再生することとなった。再生作業は重機により繁茂した篠竹等を除去、天地返しを行い、養生後に苗木を定植。経営農地の約7割が荒廃農地を再生した圃場であり、現在、町内5カ所の圃場で、イタリア産オリーブ5種を定植している。

3. 今後の課題・予定など

今後は良質な果実から「エクストラバージンオリーブオイル」を搾油し、「道の駅むつざわ」「つどいの郷」での販売を予定している。睦沢町を拠点とし、引き続き経営規模拡大の手段として、荒廃農地解消に取り組み、千葉県内全域で合計4,800本の定植を目指すとともに、房総地域を新たなオリーブの産地とすることに挑戦していく。

4. 活用した補助事業

補助事業活用なし
今後（県・市町村）耕作放棄地再生推進事業を活用予定



再生前



再生後

～近隣荒廃農地を再生し醸造用ぶどうを栽培～

山梨県山梨市

中間農業地域

取組主体: 認定農業者

取組開始時期: 平成29年2月

解消面積: 0.78ha(平成31年3月時点)

導入作物: 醸造用ぶどう

1. 取組のきっかけ・経緯

解消農地周辺は、市内でも有数のぶどう栽培が盛んな地域だが、高齢化や担い手不足により荒廃農地が点在している。取組主体は、長年にわたり山梨市内でぶどう栽培を続ける果樹農家で、醸造用ぶどう栽培のためにまとまった農地を探していたところ、自宅近くの荒廃農地が集中する場所の地形・日当たり等がぶどう栽培に適していると考え、農地の利用権設定を受けて荒廃を解消し、醸造用のぶどうを栽培することを検討した。



2. 取組内容

取組主体は、山梨市役所農林課へ荒廃農地解消の支援を相談したところ、「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の紹介があり、平成29年1月に農用地利用集積計画による隣接荒廃農地の利用権設定を受けて、再生作業及び土壌改良を実施。

翌29年度は、交付金の施設等補完整備を活用し、ぶどう棚を設置。併せて「荒廃農地等利活用促進交付金」を活用して醸造用のブドウの栽培を開始した。

また、平成30年度には農用地利用集積計画により、さらに隣接する荒廃農地の利用権設定を受け、「荒廃農地等利活用交付金」で再生を行ったほか、農地中間管理機構が「機構借受農地整備事業」で再生した農地を借り、醸造用ぶどうを栽培している。

3. 今後の予定、課題など

取組主体は隣接地や周辺に残された荒廃農地の再生を考えているが、活用可能な交付金が減少したことで、金銭面での負担が大きくなっている。

また、市内の荒廃農地には、老朽化・劣化した甲州式ぶどう棚が多く存在しているが、新設・修繕に対し補助事業が使えないため全額事業主の自己負担となり、再生意欲を減退させることとなる。荒廃農地を解消した栽培農家へのぶどう棚設置・修繕への補助が求められる。

4. 活用した補助事業

(国) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容: H28年度、0.55ha 重機を用いた再生作業、土壌改良)

(補助内容: H29年度、0.55ha 施設等補完整備)

(国) 荒廃農地等利活用促進交付金

(補助内容: H29年度、0.55ha 営農定着)

(補助内容: H30年度、0.12ha 再生作業)

(県) 機構借受農地整備事業

(補助内容: H30年度、0.11ha 再生作業)



再生前



再生後

～再生農地で農業体験と地域交流～

長野県大町市

中間農業地域

取組主体：特定非営利活動法人 仁科の里造り

取組開始時期：平成21年4月

解消面積：0.9ha(平成30年9月時点)

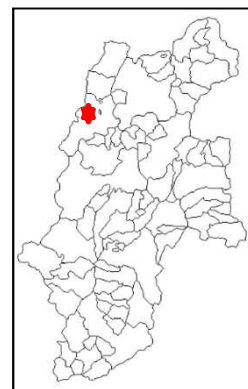
導入作物：加工用トマト、そば、タマネギ、長ネギ

1. 取組のきっかけ・経緯

大町市社地区の一部では、農地に胡桃やアカシヤ、竹、桑などが繁茂して荒廃地化が進行し、農業利用が出来ない状況となっていた。

また、地区は「塩の道」千国街道沿線にあり、北アルプスや田園の眺めが非常に良いところであるが、荒廃地化に伴う、自然景観の維持も課題となっていた。

取組主体である仁科の里造りは、荒廃化した農地の活用により自然環境保全に寄与することを目的に、平成21年に設立された。当初の会員は3人だったが、現在は12名の会員により運営されている。



2. 取組内容

平成21年度に市の単独事業を活用して約0.9haを農地として再生整備したことを手始めに、周辺の樹木を伐採して北アルプスの眺望を確保し、現在までに再生した農地を含め、活動エリアを1.7haまで拡大している。

再生農地では加工用トマト、そば、タマネギ、長ネギ等を栽培するほか、学校等の教育現場と連携し、地域の食育活動として、保育園のサツマイモ掘り体験、小学校のタマネギ植付け・収穫体験等を開催するとともに、食材を学校給食に提供するなど、農地の維持保全と活用に努めている。

3. 今後の課題・予定など

周辺には山林もあり、サルやシカなどの鳥獣被害に苦勞しているが、加工用トマト、そば、タマネギ、長ネギ等の園芸品目栽培の振興を図るとともに、地域を対象とした農作業体験等の様々な活動を更に推し進め、中山間地域である当地域の活力の創出を図る。

4. 活用した補助事業

(県)元気づくり支援金 (補助内容：H22年度、園児の食育活動)

(県)農村活力創出事業(補助内容：H28年度、ネギ収穫機購入)

(県) " (補助内容：H29～30年度、活動経費)

(市)園芸生産機械整備事業(補助内容：H28年度、ネギ収穫機購入)

(市) " (補助内容：H30年度、ネギ専用管理機購入)



再生前



再生後

～荒廃農地を活用して桑の葉でまちおこし～

静岡県松崎町

山間農業地域

取組主体： 企業組合松崎桑葉ファーム

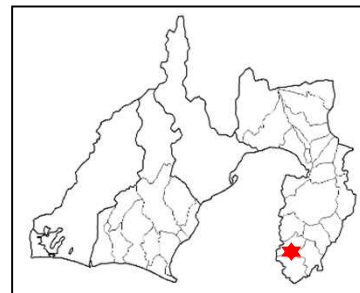
取組開始時期： 平成25年5月

解消面積： 1.3ha(平成30年1月時点)

導入作物： 桑

1. 取組のきっかけ・経緯

松崎町では、近年、農業者の高齢化と担い手不足により、農地の荒廃化が課題となっている。そこで、かつて早場繭の産地として全国的にも有名だったことから、「桑の葉でまちおこし」を目指し、平成25年5月から桑の試験栽培(0.15ha 穂木700本植栽)を開始した。



2. 取組内容

放棄されていた休耕田を自主解消後、試験栽培で荒廃農地の活用の見通しが立ったことから、平成26年7月に企業組合松崎桑葉ファームを設立し、毎年荒廃農地を解消しながら経営規模を拡大。同年9月には直売所を開設し、桑葉の栽培から加工及び販売までのほとんどの工程を組合で運営管理できるようになった。

桑の葉を用いた商品開発も行い、平成28年度には「松崎桑葉茶」と「桑の葉茶かりん糖」が松崎町商工会の松崎ブランドに、平成29年度には、「松崎桑葉茶」が静岡県のしずおか食セレクションに認定された。また、平成25年度から静岡県立東部特別支援学校伊豆松崎分校の生徒に農業体験実習(苗植えや収穫体験等)の取組を開始し、ユニバーサルデザインを推進している。

3. 今後の課題・予定など

これまでの活動が地域に認められ、荒廃農地の地権者から耕作の依頼が増えている。景観維持や鳥獣被害の防止のため、引き続き荒廃農地の解消に取り組む。

また、更なる規模拡大により、地域住民やUターン就職等の雇用を創出することと、自社商品の海外輸出(シンガポール、香港等)を目指す。

4. 活用した補助事業

(県)地域特産品づくり推進事業 (補助内容:H27年度、40万円 桑葉を使用した新商品開発に活用)

(県)農産物マーケティング推進事業(補助内容:H28～H30年度、50万円/年 商品の販売促進等に活用)

(町)地域活性化事業支援補助金

(補助内容:H28～H30年度、200万円/年 雇用の創出、商品開発等に活用)



再生前



再生後

～農地集積に向けた点在荒廃農地の解消～

栃木県佐野市

平地農業地域

取組主体: 上羽田地区農地利用調整協議会

取組開始時期: 平成30年10月

解消面積: 1ha(平成30年12月時点)

導入作物: 麦

1. 取組のきっかけ・経緯

取組主体である上羽田地区農地利用調整協議会は、地域農業の将来について、住民による話し合いを基に、効率的な営農を行うため農地中間管理事業を導入し、農地の集積・集約化を推し進めてきた。

しかしながら、同地区内には荒廃農地も点在することから、土地の集積・集約化を図るため、再生作業を実施することとなった。



2. 取組内容

取組主体が「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」および県単独事業の「遊休農地解消支援事業」を活用して、荒廃農地に繁茂している雑草の除去、トラクターによる荒耕起を行った。また、土壌改良材の散布による農地の改良も行い、農地を再生した。

3. 今後の課題・予定など

今後も点在する荒廃農地の解消および新規発生を抑制し、農地の集積・集約化を進めることにより、効率的な営農環境を整え、持続可能な地区農業を推し進めていく。

4. 活用した補助事業

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 (補助内容: H30年度、1ha 再生作業費)

(県)遊休農地解消支援事業 (補助内容: H30年度、1ha 遊休農地解消支援事業費)



再生前



再生後

～荒廃農地の再生で鳥獣被害解消と規模拡大～

群馬県桐生市

中間農業地域

取組主体：桐生市農業再生協議会

取組開始時期：平成30年12月26日

解消面積：0.66ha(平成31年2月時点)

導入作物：ブロッコリー、キャベツ

1. 取組のきっかけ・経緯

解消取組を行った桐生市下田沢地区は、担い手の減少や後継者不足により、何年も維持管理していない農地が多く、竹林になっているところや雑木が生えている農地が多いことで、有害鳥獣発生の一因となっている。

同地区の担い手が、耕作農地に隣接している荒廃農地により鳥獣害で困っていたことや農地の規模拡大も考えていたため、取組主体による再生事業の実施となった。



2. 取組内容

農地再生は、群馬県農地中間管理機構による「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」、県単独事業の「耕作放棄地リフレッシュ促進事業」、市単独事業の「耕作放棄地リフレッシュ促進事業」を活用し、重機を利用して、草木等の伐採・伐根、耕起等を行い、0.66haの農地を再生した。

また、再生した農地と周辺農地を合わせた1.1haの農地を農地中間管理機構を通じて、担い手に集積した。

3. 今後の課題・予定など

今後は緑肥を入れて、土壌の改善を図り、担い手が従来から作付けしているブロッコリー等を栽培する予定である。

4. 活用した補助事業

全体事業 1,674,000円 解消面積 0.66ha

(国)耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容：平成30年度再生利用交付金 837,000円)

(県)耕作放棄地リフレッシュ促進事業

(補助内容：平成30年度 418,500円)

(市)耕作放棄地リフレッシュ促進事業

(補助内容：平成30年度 418,500円)



再生前



再生後

～担い手の規模拡大意向に応え、荒廃農地を再生～

群馬県渋川市

中間農業地域

取組主体: 渋川市農業再生協議会

取組開始時期: 平成30年9月

解消面積: 0.12ha(平成31年3月時点)

導入作物: こんにゃく

1. 取組のきっかけ・経緯

地権者自らの耕作再開が困難だと感じていた農地について、渋川市赤城町の担い手が、規模拡大のために積極的に周辺農地を含めて農地を借り受ける意向を市に示したことから、市再生協議会が事業の取組主体となり、事業実施に至った。



2. 取組内容

「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」及び、市の補助金を加えた県単独事業の「耕作放棄地リフレッシュ促進事業」を活用し、耕作を行う担い手の負担がかからない枠組みで、重機を利用した農地の再生作業を実施し、圃場内の草木等の伐採・抜根材は畑の周りに積み上げ、土留めとして使用した。また、再生した0.12haの農地と、その周辺農地0.81haを合わせた0.93haの農地は、地権者より農地中間管理機構を通じて担い手が借受け、こんにゃく栽培に取り組んでいる。

3. 今後の課題・予定など

再生事業実施農地は、急勾配であることや、大型の農業用機械が進入できる耕作道がないことから、今後耕作を維持するにあたり不便を来す可能性が少なからずあるため、周辺の農道などの農業生産基盤の整備等が課題である。

4. 活用した補助事業

全体事業費 940,032円 解消面積 0.12ha

(国) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

(補助内容: 平成30年度再生利用交付金 470,232円)

(県) 耕作放棄地リフレッシュ促進事業

(補助内容: 平成30年度 234,900円)

(市) 耕作放棄地リフレッシュ促進事業

(補助内容: 平成30年度 234,900円)



再生前



再生後

～担い手とのマッチングで荒廃農地解消～

群馬県中之条町

中間農業地域

取組主体：中之条町農業再生協議会

取組開始時期：平成30年5～6月

解消面積：0.79ha（平成30年6月時点）

導入作物：そば

1. 取組のきっかけ・経緯

平成29年度に当町横尾地区の農業委員より町の農林課へ、これまで耕作をしていた蒟蒻生産農家が急逝し、当該農地の荒廃化が進んでいるため、早めに対策をとりたいとの相談があった。

相談を受けた農林課（中之条町農業再生協議会）は、農業委員会とも連携し、耕作可能な農業者を探していたところ、農業委員のあっせんにより荒廃農地の解消に積極的である隣村のそば生産者とマッチングが成立したことから、県単独補助事業による荒廃農地の再生を図るとともに、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積が実現した。



2. 取組内容

再生前の農地の状態は篠や草が生えた荒地であったが、県単独事業の「耕作放棄地再生利用総合対策事業」を活用し、町内業者が草刈・雑木伐採から農地耕起までの整備工事を行い、畑として利用可能な状態にした。その後、農地中間管理機構を通して隣村の担い手に貸し付けを行い、そばの作付が行われた。

3. 今後の課題・予定など

横尾地区は典型的な中山間地域に属しており、農業者の高齢化や担い手不足により、農地の荒廃が進んでいる。現在は、そば栽培を行う僅かな担い手に農地を集積する取り組みを進めているが、担い手が引き受けられる農地にも限度がある。

本事例のように他地区からの入作による農地利用が進むことで、地域の課題解決にも繋がっていくことから、今後も各種補助事業等を活用し、荒廃農地の再生作業に取り組む農業者を積極的に支援していくとともに、農地中間管理機構を活用した農地の集積にも努めていきたい。

4. 活用した補助事業

（県）耕作放棄地再生利用総合対策事業（補助内容：H30年度、0.79ha、解消費用 353,376円）

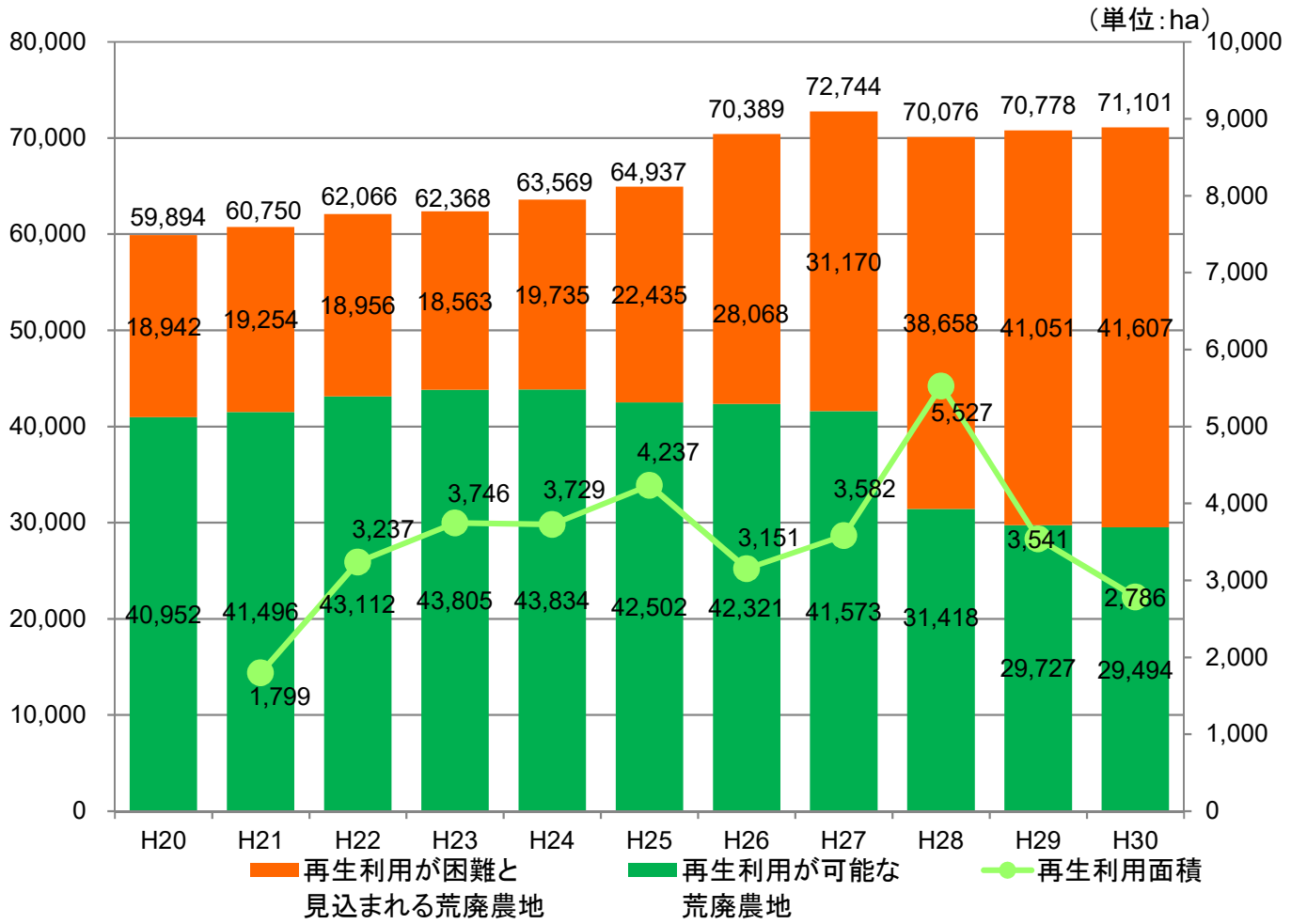


再生前



再生後

関東農政局管内における荒廃農地の状況



平成30年各都県の荒廃農地の状況(暫定値)

(単位: ha)

都県名	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地						再生利用された面積	
		農用地区域	再生利用が可能な荒廃農地	農用地区域	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	農用地区域	農用地区域		
茨城	城	11,195	4,660	6,353	2,746	4,842	1,914	433	240
栃木	木	2,314	926	1,512	696	802	230	153	98
群馬	馬	8,461	4,206	2,206	1,455	6,254	2,751	622	506
埼玉	玉	3,411	1,914	2,425	1,530	986	384	258	189
千葉	葉	13,003	4,718	6,086	3,036	6,917	1,682	303	191
東京	京	3,045	1,110	339	186	2,706	925	49	30
神奈川	奈川	1,273	547	590	278	683	269	110	48
山梨	梨	6,791	3,705	2,327	1,636	4,465	2,070	249	155
長野	野	15,509	8,144	3,877	2,503	11,632	5,640	410	291
静岡	岡	6,099	3,648	3,779	2,479	2,321	1,169	200	134
関東計	東計	71,101	33,578	29,494	16,544	41,607	17,034	2,786	1,883

注:1 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

注:2「荒廃農地」とは、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。

注:3「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。

注:4「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

荒廃農地対策に関する問い合わせ先

関東農政局

【当事例集に関すること】 農村振興部農村計画課	048-740-0484(直通)
【遊休農地対策に関すること】 経営・事業支援部農地政策推進課	048-740-0141(直通)
【農地中間管理機構に関すること】 経営・事業支援部農地政策推進課	048-740-0144(直通)
【農地耕作条件改善事業に関すること】 農村振興部農地整備課	048-740-0047(直通)
【農地中間管理機構関連農地整備事業に関すること】 農村振興部農地整備課	048-740-0047(直通)
【多面的機能支払に関すること】 農村振興部農地整備課	048-740-0047(直通)
【水利施設等保全高度化事業に関すること】 農村振興部水利整備課	048-740-0157(直通)
【農山漁村地域整備交付金に関すること】 農村振興部地域整備課	048-740-0491(直通)
【国営緊急農地再編整備事業に関すること】 農村振興部農地整備課	048-740-0047(直通)
【農業競争力強化農地整備事業に関すること】 農村振興部農地整備課	048-740-0047(直通)
【中山間地域所得向上支援事業に関すること】 農村振興部地域整備課	048-740-0491(直通)
【農山漁村振興交付金に関すること】 農村振興部地域整備課	048-740-0115(直通)
【中山間地域等直接支払制度に関すること】 農村振興部農村計画課	048-740-0486(直通)
【鳥獣被害防止総合対策交付金に関すること】 農村振興部農村環境課	048-740-0511(直通)

【所在地】 〒330-9722
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館